

紙類の分別・資源化をお願いします

紙類は、分別すれば再生紙やトイレトペーパーなどにリサイクルすることができます。

段ボールや新聞だけでなく、OA用紙や封筒、小さなメモ用紙などの雑紙類も、きちんと分けてリサイクルするように心がけましょう。

※このパンフレットでは、一般的な紙類の分け方を紹介しています。資源化できる紙の種類や出し方については、民間の資源化処理施設ごとに異なるので、詳しくは、契約している一般廃棄物収集運搬業許可業者にお問い合わせください。

資源化できる紙類



※機密文書は機密文書専門業者に依頼する方法や、製紙工場で立会いの上、溶解しリサイクルする方法などがあります。

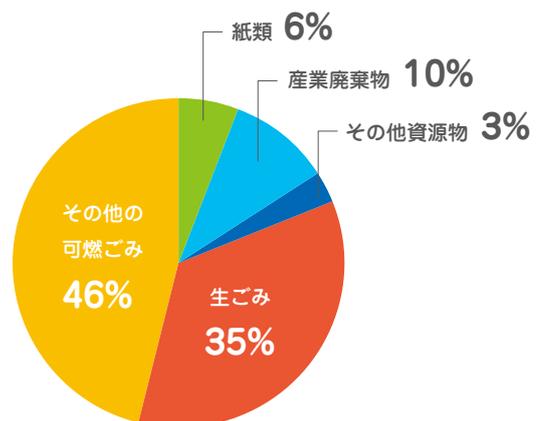
※シュレッダー処理した場合は、性状や異物混入の有無などで処理方法が異なります。契約している一般廃棄物収集運搬業許可業者にご相談ください。

燃やすごみの組成調査について

今泉クリーンセンターへ搬入される廃棄物のうち、産業廃棄物(廃プラスチックなど)が約10%、資源化可能な紙類が約6%、その他資源物が約3%混入しております。

分別をきちんとすることで、①ごみの減量②資源物として売却③処理における環境負荷の低減につながります。

各事業者様におかれましては、再度分別の徹底にご協力をお願いします。



令和元年度事業系燃やすごみ組成調査(湿重量ベース)